措 置 報 告 書

松建 1769 号 平成28年3月17日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

松阪建設事務所長

平成27年6月17日付けで通知のあった審議結果通知書の内容について、次のとおり措置しましたので報告します。

報告 しよす。							
対象事業の名称							
通知事項	措	置		内	容		
○動植物への影響について ・地元に確認のうえ、希少な動植物の調査を行ってください。							直物の調査を 刃な対応を講
・法面緑化については、地域在 来種を用いるよう努めてくだ さい。	, 0	•	法面緑化	化に使用	する種子は、	地域在来和	重を用いるよ
○景観について ・環境配慮検討書3頁中「2計画地の社会的条件の現況等」の「(2)関係法令等による地域の指定・規制状況」について、「景観法:規制あり(三重県景観計画区域)」を追記してください。	よる地域の打画区域)」	指定・規制 を追記しま	状況」に した。	こついて、	「景観法: 勃	見制あり(関係法令等に 三重県景観計
・同「(5)自然景観・文化財等」について、「三重県景観計画」も追加し、再調査をお願いします。 ○大気環境及び騒音・振動について	同「(5)自: 係機関と調				て、「三重県/	景観計画」	も追記し、関
・建築物又は工作物の解体等を 行う場合は、大気汚染防止法第 18条の17に定める事前調査 の実施及び調査結果の掲示が必 要となるので留意してくださ い。	止法第18	条の17に	定める	又は工作 事前調査	物の解体を行 を実施すると	fう場合は、 : ともに、i	大気汚染防 調査結果の掲
・工事の実施においては、いわゆるポスト新長期規制適合車両、低騒音・低振動型建設機の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)に低野型建設機械及びに大きでは、1536号が、15	動型建設機環境配慮に	械、排出基					